きたうら

第59号
発行所　北浦村役場
北浦村大字山田
発行人
北浦村長　高柳庄次郎

本村の人口
男　6,083
女　6,304
計　12,387
世帯数　2,223

議会レポート

昭和38年6月15日、第二回定例議会が、開かれ、七件の議案が、原案どおり決定した。

○議案第七号、助役選任の同意を求める件、北浦村大字山田七〇〇番地、現教育長の、勢司治雄氏（明治35年3月25日）が、決定した。

○議案第八号、収入役選任の同意を求める件
現収入役が、任期満了となるので、選任の同意を求めたところ再選となり、北浦村大字小幡三五五番地の五、山崎武雄氏（明治32年12月7日）が、決定した。

○議案第九号、北浦村課室設置条例の設定について
役場事務について、新機構を確立するとともに、各課室の所掌事務の明確化、能率化を期するため、旧事務分掌例を改めて、新しい条例（別掲）を設定した。

○議案第十号、北浦村職員の定数条例の一部を改正する条例について
前議案に関連した議案で、役場事務機構の改善にともなって、農業委員会事務局職員定数を長の事局部局職員定数に編入するものであった。

○議案第十一号、北浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
役場事務機構の改善にともなって、これに応じた職制とするため、給料表の三等級を四等級制度と改正したものであった。

○議案第十二号、北浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
本年度当初予算は、概算で税額を算出したため、その基礎となる所得増等が決定したため、それによって計算した結果、法に定められた基準により、保険税条例を改正しようとするものであった。

○議案第十三号、北浦村中小企業合理化資金融資斡旋条例の設定について
助長、育成を必要と認める村内中小企業者に対し、融資と保証を強力にあっせんして、企業の合理化をはかり、業者の振興発展をはかろうとする内容の条例設定であった。

北浦村課室設置条例

第一条　地方自治法第百五十八条第七項の規定により本村に次の課、室を置く。

総務課、企画室、村民室、税務課
産業課、建設課、保健衛生課、出納室

第二条　各課及び室については、次に掲げる業務を掌る。

1 総務課
1 村議会に関すること。
2 秘書に関すること。
3 職員の人事に関すること。
4 文書に関すること。
5 公印に関すること。
6 条例、規則に関すること。
7 予算に関すること。
8 村財政に関すること。
9 村有財産に関すること。
10 庁舎の管理取締に関すること
11 物品の購入に関すること。
12 その他々の課の主管に属しないこと。

2 企画室
1 村政振興の企画、業務に関すること。
2 行政基本資料の調査並びに整備に関すること。
3 指定統計に関すること。
4 新村建設計画に関すること。
5 総合振興計画に関すること。
6 広報に関すること。
7 各課室の連絡調整に関すること。

3 村民室
1 村民の権利義務に関する諸基本台帳（土地、建物、償却資産を除く）の整理保管に関すること。
2 戸籍に関すること。
3 諸登録並びに謄抄本、諸証明書の発行に関すること。
4 台帳を基本とした諸資料の作成、提出並びに報告書に関すること。
5 来庁村民の提出書類の受付並びに交付に関すること。
6 来庁村民の用務協力並びに指導に関すること。
7 主食の配給に関すること。
8 埋火葬認許に関すること。
9 庁内書類送達に関すること。
10 村に関する陳情、請願、希望並びに苦情の受理促進に関すること。
11 その他村民の諸相談に関すること。
12 民生、社会福祉に関すること
13 国民年金に関すること。

4 税務課
1 村税の賦課徴収に関すること
2 納税組合に関すること。
3 その他税務一般に関すること

5 産業課
1 農業、畜産、林産及び水産に関すること。
2 商業及び工業に関すること。
3 その他経済一般に関すること

6 建設課
1 土木に関すること。
2 建築に関すること。
3 交通に関すること。
4 防災、消防に関すること。
5 その他土木一般に関すること。

7 保険衛生課
1 保険衛生に関すること。
2 国民健康保険に関すること。

8 出納室
1 会計及び出納に関すること。
2 物品の保管及び出納に関すること。

第三条　村長は課、室に必要な係を置き、その事務分掌は別にこれを定める。

附　則
1 この条例は公布の日から施行する。
2 北浦村事務分掌条例（昭和三十年四月一日北浦村条例第三号）は廃止する。

職員の採用

最近、事務の近代化が叫ばれ、又国、県などの委任事務等、役場の事務も、その複雑さをくわえてまいりました。これら事務を合理的に処理し、能率を上げるべく、事務機構を改め、それに伴う、最低限数の職員を次のとおり採用致しました。

氏名　住所　所属課（室）
横瀬三郎　北浦村大字山田一、二六七　産業課、藤崎昌久　北浦村大字中根三二　村民室、石橋徹男　北浦村大字北高岡一四八　教育委員会

農地等被買収調査申告

旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年十月二十一日公布、法律第四十三号）の規定により、農地、及び、未墾地等、買収された方はすでに関係者の説明会は実施（各地区ごとに）致しましたが、申告（農地等被買収者実態調査票）をして下さい。七月三十一日までですので、提出。お問い合せは役場産業課まで御連絡下さい。

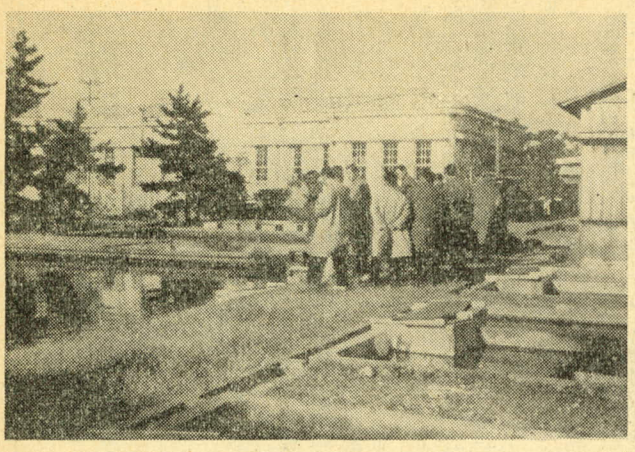

（静岡県養鰻試験場）

浜名湖のうなぎ養殖の現況

浜名湖と言えばすぐ「うなぎ」と連想される程、浜名湖のうなぎは有名である。浜名湖では天然で漁獲されるうなぎも相当あるが、一般に養殖される鰻の方が量も多く有名である。明治三十年服部倉次郎氏が舞阪町吹上に八ヘクタールの養鰻池を開き此の地で養鰻に成功して以来広大な浜名湖周辺の浅瀬（湖の養鰻池は浅瀬を堤防で囲んで池としたものが大部分である）と豊富な地下水、充分な種苗うなぎ等に恵まれ、又販路の点では東海道に沿い東京、大阪のほぼ中間に位するなど有利な条件に恵まれて忽ち発展し、現在一市九ケ町村にまたがって業者数八〇〇人と五〇〇余ヘクタールの養鰻池が散在し、年産二万二千トンを生産し、金額にして一〇億円余を揚げ、又この鰻の消費する飼料（いわし、さんま、鯖、ほっけ等の鮮魚）は二〇万トンで浜名湖養魚漁業協同組合が一括購入し養鰻業者に配給している。又浜名湖におけるシラス鰻は十一月下旬より三月末頃までの間に遠州灘より遡上して来る体重〇・二瓦、体長六センチ程度のもの）を中心として年間一〇トンくらいの漁獲があり、湖岸一〇〇ヘクタールの池で養殖され県内養鰻業者の種苗供給源となっている。

尚湖内に入って成育した即ち、天然鰻の漁獲高は年間約五〇トンで小型なものは養殖用、又は河川放流用種苗として利用され大型なものは直接食用に供されている。

昨年静岡県では農漁業構造改善事業として申請のあった水田を養鰻池とする計画のうち約一〇〇ヘクタールを種苗うなぎ不足から許可しない状況で霞ケ浦、北浦のうなぎが送られたのはご承知のとおり。

三十七年の視察から　企画室長

貯蓄（元本）五〇万円まで非課税

少額貯蓄優遇の制度について

皆さんの貯蓄が元本五〇万円までは非課税扱いとなりました。…

従来は国民貯蓄組合法によって少額の貯蓄を優遇しておりましたが、今年の三月で廃止され、これに代って四月一日から新たに少額貯蓄非課税制度が設けられましたので、次に、この少額貯蓄非課税制度のあらましをご紹介します。

○少額貯蓄非課税制度とは

1、国民貯蓄組合制度（旧制度）と少額貯蓄　非課税　制度（新制度）とのちがい。

旧制度では、国民貯蓄組合を通じた預金で、元本が五〇万円までのものについてだけ非課税扱いを認めていたのですが、新制度では、国民貯蓄組合員以外の皆さんでもきめられた手続きをとれば、元本が五〇万円までは非課税の特典を認めることになりました。

2、非課税貯蓄の範囲は一人一種類一店舗に限られます。非課税の対象となる貯蓄の範囲は、一人について次に掲げたうちの一種類です。

①預貯金（普通預金、通知預金納税準備預金、定期預金、据置貯金等）
②合同運用信託
③公社債及び公社債投資信託

そして、預け入れ先きは、銀行相互銀行、農協、信用金庫、信用組合等その他金融機関の一つの店舗又は証券会社の一店舗に限られます。

3、非課税の限度は一人五十万円までで、その手続きは次のとおりです。

非課税扱いが受けられる貯蓄は、その貯蓄元本が利子配当の計算期間中を通じて五十万円以下であるときには、その貯蓄の利子等については所得税がかかりません。

その非課税扱いを受けるためには、次の「非課税貯蓄申告書」を提出しなければなりません。

（ア）非課税貯蓄申告書の提出
（申告書の用紙は　金融機関の窓口に用意してあります）

非課税扱いの貯蓄をしようとするときは、まず最初に預け入れる日か又はそれ以前に預け入れようとする金融機関（証券会社）等の店舗を通じて税務署長あてに「非課税貯蓄申告書」を提出することです。

これは今後その店舗で非課税扱い貯蓄を行なうといういわば登録に当るものです。

なおこの非課税貯蓄申告書を税務署長に提出することは、二重加入や架空名義のものを防ぐためで、申告書には、住所、氏名、貯蓄の種類及び貯蓄先を記載するだけで、金額はいっさい税務署に通知しないことになっています。

（イ）非課税貯蓄申込書の提出
（申込書の用紙は　金融機関の窓口に用意してあります）

次に、実際に貯蓄するときに先に申告書を出した金融機関（証券会社）等の店舗に対して、「非課税貯蓄申込書」を提出すればよいのです。

金融機関等の店舗は、この申込書に基づいて、貯蓄の残高が五十万円以下のときには、その利子等を非課税扱いとするわけです。

なおこの申込書は、金融機関等の店舗に保管されて税務署には送付しないことになっています。

○現在通用している貯蓄の優遇制度のあらまし

貯蓄の推進を図るために、貯蓄の利子等に対する優遇措置がいろいろとられておりますのでそのおおよそを次に紹介しましょう。

1、利子所得に対する税率を従来の一〇％から五％に引き下げ昭和三十八年四月以降昭和四十年三月末までに支払われるべきものについて適用されます。

2、生命保険料をその年中に一万五千円以上支払っている人はその支払金額に応じて、一万五千円から三万五千円までの範囲で、年間の総所得金額から差引かれますから、その結果税金が安くなります。

3、今回の少額貯蓄非課税制度による元本五十万円までの利子等に対する非課税扱い等の優遇制度があります。

以上が今回新しい制度として生れた少額貯蓄優遇制度のあらましですが、詳しい内容、手続きについては、市町村役場か金融機関等の窓口でお尋ねください。

（地方課）

共済組合だより

共済掛金の末納解消について

今更申上げるまでもなく、共済組合にとってその掛金徴収成績の良否は、組合運営の鍵と謂うべくこの意味において組合では常に未納解消を目標に不断の努力を続けて居る次第であります。

幸いに皆様の御協力に依り未納額も年毎に著るしく減少しつつありますがまだまだ完全解消というわけには参りません。それで未納のある方に対しこの際是非共宗納される様延滞利子を加えた計算書を督促状として発送いたし尚職員がそれぞれ各戸へお伺い致しますからその際は全額納入方御協力戴きたくお願いします。

次に掛金納入組合についても皆さんの協力で年々発展を続け本紙先月号で発表した通り本年度二十五組合が優良組合として表彰されました、左に本年度になってからの設立状況をお知らせいたします。

掛金納入組合設置状況調（六月末日現在）

設立年月日	組合名称	組合長名	員数
三八、三、一	北高岡上二	斉藤盛作	一〇
〃四、一	小貫香取	松本敏夫	一九
〃	南原	原田裕	一三
〃	南原第一	宮崎金蔵	一一
〃五、一	行戸第一東	根本四郎	七七
〃	向	金輪直一	一七
〃	中	亀田秀弘	一一
〃	西	野原太一	九
〃	栄	柳瀬定祐	一四
〃	長	田谷第二	一〇
〃六、一	依	掛田宣也	一一
〃	南高岡更生開拓	柴田佐平	一〇
〃次	木	栗生伸夫	一二
〃	栗	大脇	九七
小計			一、一九〇
累計			二三二

地区別設置数
津澄、三二　要、二二　武田、四四

今月の納税

固定資産税第二期の納入月です。

各公民館出張徴収は
七月三十日、七月三十一日の両日午前八時三十分より、午後四時までです。御協力下さい。

新産業都市建設促進法

（法律第百十七号昭和三十七年五月十日）

（目的）

第一条　この法律は、大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を計るとともに雇用の安定を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

（区域の指定の申請）

第二条　都道府県知事は、新産業都市の区域の指定を受けようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議するとともに、申請書に、政令で定める事項を記載した書類を添付し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2、前項の申請については当該都道府県の議決を、同項の協議については当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（区域の指定）

第三条　前条第一項の申請書の提出があったときは、内閣総理大臣は当該申請書の写しを経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣【北海道の区域内又は首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項の規定による首都圏の地域内（以下「首都圏の地域内」という）に係るものにあっては、北海道開発長官又は首都圏整備委員会を含む。以下同じ】その他関係行政機関の長に送付する。

2、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣は、前項の規定により申請の写しの送付を受けた場合において、第二条の目的を達成するため必要があると認められるときは、協議により当該区域を新産業都市の区域として指定すべきことを内閣総理大臣に要請するものとする。

3、前項の要請をしようとするときは、経済企画庁長官は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4、内閣総理大臣は、第二項の要請に基づき、地方産業開発審議会の議を経て、当該区域を新産業都市の区域として指定することができる。

第四条　省略

第五条　新産業都市の区域の指定（以下「区域の指定」という）は次の各号に掲げる要件を備えている区域で、その区域に将来相当規模の産業都市が形成される可能性を有すると認められるものについて行なわれなければならない。

一、新産業都市の建設が総合的に行なわれる自然的及び社会的条件を備えていること。

二、相当規模の工場用地及び住宅用地の確保が容易であること

三、相当量の工業用水及び水道用水の確保が容易であること。

四、道路、鉄道、港湾等による輸送が便利であり、かつ、これらの施設の整備が容易であること。

五、洪水、高潮、地盤沈下等による災害の発生のおそれが少なく、かつ、その防除が容易であること。

2、区域の指定は、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の規定による全国総合開発計画（北海道の区域にあっては、全国総合開発計画及び北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第二条の規定による北海道総合開発計画）に適合するものでなければならない。

3、区域の指定は、産業の立地条件及び都市施設の整備並びに雇用の安定が緊急に必要である区域から順次しなければならない。

5、区域の指定は、第九条の規定により行う調査及びその他の政府が行なう工場立地その他に関する調査（国の補助金を受けて地方公共団体が行なう調査を含む）の結果に基づいてしなければならない

（建設基本方針の指示）

第六条　省略

第七条　省略

第八条　省略

第九条　省略

第十条　省略

第十一条　建設基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大綱及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

一、開発すべき工業の業種及びその規模等に関する工業開発の目標

二、人口の規模及び労働力の需給

三、土地利用

四、次に掲げる施設の整備

イ、工場用地

ロ、住宅用地

ハ、工業用水道

ニ、道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ、水道及び下水道

ヘ、教育施設及び厚生施設

ト、職業訓練施設

チ、その他政令で定める主要な施設

五、前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

（地方産業開発審議会）

第十二条　省略

第十三条　省略

第十四条　省略

第十五条　省略

（新産業都市建設協議会）

第十六条　区域の指定があったときは、当該区域の属する都道府県に、当該新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項に関するついて調査審議するため、新産業建設協議会（以下「協議会」という）を置く。

2、協議会は、会長及び委員をもって組織する。

3、会長は都道府県知事をもって充てる。

4、会長は、会務を総理する。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5、委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

一、政令で定める国の地方支分部局で当該新産業都市の区域を管轄するものの長又はその指名する職員

二、関係市町村長及び関係港湾管理者の長

三、学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命するもの

6、前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（施設の整備）

第十七条　国及び地方公共団体（港務局を含む。以下第二十条において同じ）は、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道教育施設及び厚生施設、職業訓練施設その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第十八条　国の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道教育施設及び厚生施設並びに職業訓練施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）、農地法（昭和二十七年法律二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。

（財政上の措置等）

第十九条　国は新産業都市の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第二十条　地方公共団体が建設基本計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許可する限り、特別の配慮をするものとする。

（資金の確保）

第二十一条　国及び地方公共団体は、建設基本計画に適合し、新産業都市の建設の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が新産業都市の区域内において行なう工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

第二十二条　省略

第二十三条　新産業都市の一体的な建設を促進するため、新産業都市の区域の一部をその区域とする市町村（以下「関係市町村」という）は、市町村合併（関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう」以下同じ）によりその規模の適正並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2、都道府県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分を変更しようとするときはあらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第二十四条　市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については当該各号の定めるところにより、町村合併促進法（昭和二十八年法律第一同五十八号）又は新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）の当該規定の例による。ただし、町村合併促進法第九条第二項第一号中「一箇年」とあるは「二箇年」と、第九条の三第一項中「三年をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八年をこえず十五を下らない範囲」「十五とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と「公職選挙法第十五条第一項及び第二項」とあるは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、第二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

一、関係市町村の議会の議員の任期及び定数　町村合併促進法第九条

二、農業委員会の任期及び定数　町村合併促進法第九条の三

三、都道府県の議会の議員の選挙区　町村合併促進法第十一条の五

四、一部事務組合等　町村合併促進法第十一条の六

五、国の財政援助　町村合併促進法第二十条の二

六、国の不均一課税　新市町村建設促進法第二十二条

七、地方交付税の算定　新市町村建設促進法第二十三条及び附則第八項

第二十五条　省略

第二十六条　国は、人口及び産業の集中の著しい大都市及びその週辺地域への人口及び産業の過度の集中を防止するため必要があるときは、大規模な工場の新設又は増設を制限することについて、特別の配慮をするものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（総理府設置法の一部改正）

第二条　省略

第三条　省略

第四条　省略

第九条　省略

第十条　省略

就任のあいさつ

北浦村助役　勢司治雄

住民の皆さん、お暑い処、毎日御丹精のほど誠に御苦労様です。

私教育長として、七年有半皆々様の厚いお情けと、御指導によりまして、どうやらその職に、つつがなきを得ましたこと、厚く厚く御礼申し上げる次第でございます

かえりみますに、中学校の建設、校庭の拡張をはじめ、各小学校の増改築、更に、実験地区の指定等、数々の事業がなされましたが、村議会議員さんをはじめ、教育委員、各区長さん、PTAの役職員、学校教職員のみなさんの懸命なる御協力により、予想以上の実績を上げえましたこと、心から御礼申し上げます。

今回六月十五日開催の村議会において、助役として承認され、引き続き勤務することになりましたもとより浅学非才、その重責を考え、その器ではございませんが、就任を承知いたしました。村自治の円満なる発展を期し、よき女房役として、勤務いたす考えでございますので、旧に倍しての御指導下さるよう御願い致しまして、就任の御あいさつとします。

就任にさいしまして

北浦村収入役　山崎武雄

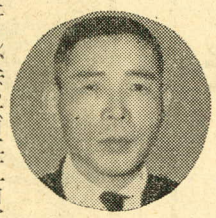

わたくし、去る六月二十一日をもって、村発足第二期目の収入役任期が満了となったのでありますが高柳村長さん及び議会よりのございませんにあまいまして、老躯をもかいりみず、再度重責をけがすことになりました。過去二年間、真家前村長さん時代をかえりみますとき、役場庁舎の建設、統合中学校建設完了、各小学校増改移築工事等、或いは、新設通学道路建設工事等、歳出面において、とどこおりなく、出納事務が出来いましたこと、これひとえに村議会議員はじめ、各種団体及び村民各位の愛村的御協力の賜と日頃感謝いたしております次第です。

なんと申しましても、村発展の基礎は、村税完遂にあるのでありますが、北浦村におきましては、鹿行二郡において最上位にあり、去る五月十八日、県主催の納税優良町村表彰の際、町村としては、岩井町と北浦村の二町村のみ表彰をうけました。御想像を御願いしたいと存じます。日頃出納事務に明け暮れております。私達の感激も又ひとしおであります。

本年は皆様も御承知のとおり、村議会において、建設議決になっておりますが津澄統合小学校建設工事もまもなく着工になることになっておりますが、財政事情も予想以上に緊迫化される事と思いますので、従来以上、村税完遂のため、住民各位の絶大なる御協力をたまわりたく、御願いいたします。過去八年間の各位の御支援を心から感謝申し上げますとともに、今後も従来以上の御指導下されますよう切に御願い申し上げまして、就任の御あいさつとします。

水遊びの危険から子供を守りましょう

毎年思いがけない不幸な事故で死ぬ人は全国で相当数ありますが、もっとも多いのが水による事故であります。日増に暑さが加わり学校も夏休みに入りますと子供達の水遊びが多くなります。ちょっとした不注意から、かわいい子供達が犠牲になる事のないよう見守って下さい。

1、ことしは春さきから事故が起きていますが五才以下の幼児が足をふみはづして落ちたり、魚とりなどして不幸を招いています。家庭では近くの堀や貯水池下水溝のそばで一人遊びさせる時は十分注意して下さい。又危険な個所がありましたらお互い協力して「サク」をするなり立札等を立てるなど、安全な処置をとってやりましょう。

2、水泳の事故は、ほとんどが水泳ができないため、深みにはまったり、流されたりするものです。雨後の増水した川に入ったり、災夫を歩いて準備運動もせず、すぐ水に入らないよう、子供の水泳には出来るだけ保護者がつきそってほしいと思います

3、あぶない場所で遊んでいる人を見た時は、お互いに注意しあいましょう。

「夏の犯罪防止について」

夏を迎えるようになりますと、青少年の不良化や犯罪化が目立ってふえてきます。これは海水浴場の開設や花火大会、夏祭り等のいろいろの催しがあって外出の機会も多く、夜ふかししやすくなるからだと思います。警察では、このような場所には臨時派出所を設けたり、パトロールを行って犯罪の防止と青少年にあやまちのないよう善導に努めることになっていますが、今までの事例から見まして、次のような点にいっそうご協力をいただきたいと思います。

1、キャンプ場や海水浴等には、なるべく学校の先生や信頼出来る方と一緒に行くようにして、秩序ある行動がのぞまれます。

2、盆踊りなどの夏祭りに行く場合も早目に帰宅するよう。とくに婦人が一人や二人で夜遅くまで遊ぶことのないようしたいものです。

3、服装や態度が刺激を誘い、婦人が暴行を受けるという例も多いのです。ご婦人の方は服装にも注意して下さい。

4、夏休み中の学童の生活指導は大切です。子供達のために、ほんとうによかったというような夏休みであるよう、みんなで協力してやりましょう。

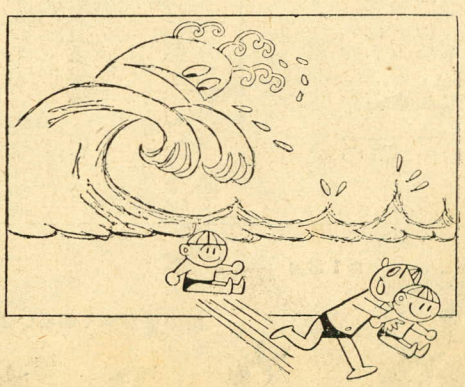

「アッあぶない」

水の事故防止

道路をまもる月間

①期間　七月十日より八月九日迄

②主催　茨城県、各町村

③重点事項

右期間内に県係員の管内取締がありますから次のような事項は御注意願います。

1商品や日除けを道路にはり出さないこと。

2道路で荷ほどき荷造り、その他の作業をしないこと

3道路にオートバイ、リヤカー等をみだりに置かないこと

4道路に空箱やゴミ箱を置かないこと

5側構がつまったときは互に清掃し水はけをよくすること

6店の前にみだりに自転車を駐車して置かないこと

7道路や側構の中に草やゴミを捨てないこと

8道路で自動車修理などしないこと

9許可なく立看板、ノボリ旗等を出さないこと

尚道路を使う場合は最寄の土木事務所か警察署に、村道の場合は役場に相談いたしましょう。